

女性アスリートの育成・支援プロジェクト (女子成長期の運動部活動に関する実態調査)

仕 様 書

**令和 4 年 1 0 月 5 日
スポーツ庁地域スポーツ課
学 校 運 動 部 活 動 係**

1. 委託事業名

女性アスリートの育成・支援プロジェクト（女子成長期の運動部活動に関する実態調査）

2. 目的

第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日文部科学省）において、「女性アスリートの健康課題等に関する指導者やアスリート自身の理解促進や予防及び早期発見に向けた取組等、中央競技団体や地域における女性アスリートへの支援体制の充実に取り組む」と示している。本実態調査は、中学校及び高等学校で学校運動部活動に所属している女子生徒を対象として実施し、女子成長期の運動部活動での実態と諸課題、教員や女子生徒等の意識を把握し、今後の中高生女子アスリートの健康課題の解決策の企画、立案、実施の基礎資料とする。

3. 成果物（別紙1も参照すること）

- ・調査結果報告書（本体・概要版） 電子媒体
- ・確定データ、集計表及び分析データ 電子媒体

※調査報告書は、A4判とし、表やグラフを用いることで見やすく解りやすい表記を心がけること。

※調査報告書の作成に当たっては、草稿が完成したタイミングでスポーツ庁と意見交換を行い、記載内容等を調整のうえ内容を確定すること。

※成果物は、完成原稿（PDF等）及びMicrosoft Word形式等の編集可能なファイル形式によって納品すること。

4. 調査（委託契約）期間

委託契約締結日 ～ 令和5年3月3日（金）

5. 納入期限

令和5年3月3日（金）17時まで

6. 納入場所

スポーツ庁地域スポーツ課学校運動部活動係 tiikisport@mext.go.jp

7. 委託事業の内容

「2. 目的」を踏まえ、以下のとおり女性アスリートの育成・支援プロジェクト（女子成長期の運動部活動に関する実態調査）に関する一連の事業を実施すること。

（1）実態調査の実施（別紙1～3も参照すること）

① 調査資材の設計・作成・印刷

- ・調査の実施に必要な調査資材の設計・作成・印刷を行うこと。なお、調査が円滑かつ確実に実施されるよう工夫し、調査票の調査項目等については、専門家・実務者等からの指導・助言も受けて作成すること。また、調査票の草稿が完成したタイミングで、スポーツ庁と意見交換を行うこと。
- ・調査票は、紙媒体で実施し、調査の実施、調査票の集計が円滑かつ確実に行われるよう工夫すること。また、円滑かつ確実な配送、梱包・回収が行えるよう、学校等における手順について、説明資料を作成すること。
- ・調査票（回答票）は無記名とし、調査の匿名性を確保する仕組みを設計・構築すること。

② 調査資材の配送・回収

- ・調査資材を梱包するに当たっては、調査が円滑かつ確実に実施されるよう工夫すること。

学校に対し、適当な時期に到着するよう、調査資材を必要部数配送すること。

- ・調査資材の配送・回収に当たっては、配送・回収の完了を確認するとともに、未回収の学校に確認作業を行い確実に回収すること。なお、学校から、調査終了後に調査票を信書扱いとして回収し、調査票の回収に当たっては、特に正確な回収、情報漏えい防止、円滑かつ確実な受け渡しの観点など、調査が円滑かつ確実に実施されるよう工夫すること。
- ・回収した調査票を開梱し、検索可能な形で保管すること。なお、スポーツ庁が指定する時期に、回収した調査票の溶解を行うこと。

③入力・集計作業の実施

- ・記載情報について、複数人によるチェックを行う等、正確な入力を行うこと。
- ・入力結果を迅速かつ正確に集計すること。

④分析等

- ・調査結果の設計及び分析に当たっては、専門家等からの指導・助言を受け、多様な視点から分析作業を行うなどの工夫をすること。
- ・事業成果を高めるための工夫（必要に応じ学校の具体的な取組み状況について、学校に直接ヒアリングを行う等）をすること。

（２）セキュリティ

①情報漏えい等の防止

- ・事業全体を通して、機密の保持や個人情報の取扱いについて必要な措置を講じ、情報漏えい等、不具合の発生を防止すること。
- ・集計に当たっては、エラーの軽減や情報漏えい防止のための措置を十分講ずること。
- ・調査票の配送・回収、入力作業等、一連の作業においてセキュリティを確保するとともに、不測の事態が生じた場合には速やかにスポーツ庁に報告を行い、迅速に対応すること。
- ・委託事業を実施するに当たり作成及び取得した調査に関する資料は、スポーツ庁が指定する時期に適切に廃棄すること。特に、個人情報及び機密情報については確実に廃棄するとともに、廃棄段階までの状態を追跡可能とすること。
- ・事業全体を通して想定されるリスク（個人情報及び機密情報に関する破損・紛失・漏えいなど）を最小化するための方策を講ずるとともに、緊急事態や不測の事態に対応するための対応マニュアルを作成し、その履行に必要な体制を整備すること。

（３）事業全体の連携・マネジメント

①事業全体に関する体制

- ・事業の各工程の連携を図るとともに、全体のマネジメントを適切に行うこと。本仕様書に示す業務を確実に実施する体制を確立すること。
- ・事業のスケジュール・進捗状況や経理状況を適切に管理するとともに、事業全体の業務分担、関係機関との間の役割や責任を明確化すること。
- ・進捗状況については、定期的にスポーツ庁に報告・相談すること。
- ・調査対象校とも連絡を密にとること。

（４）その他

事業を実施するために過去の類似した報告書、平成 28 年度スポーツ庁委託事業「中学校、高等学校における教員を対象とした女性特有の健康問題に関する情報周知」（平成 29 年 3 月特定非営利活動法人日本子宮内膜症啓発会議）、平成 29 年度スポーツ庁委託事業「中学校、高等学校教員向け等の女性特有の健康課題に関する普及・啓発」（平成 30 年 3 月特定非営利活動法人日本子宮内膜症啓発会議）、平成 29 年度スポーツ庁委託事業「運動部活動等に関する実態調査報告書」（平成 30 年 3 月東京書籍）等も参考にすること。

8. 事業規模

20,000,000 円 程度

9. 調査方法

アンケート調査、ヒアリング等

10. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ①本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ②要求要件は、必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③「◆」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 調査業務の実施方針

1-1 調査内容の妥当性、独創性

- ◆ 1-1-1 仕様書記載の調査内容について、全調査項目が提案されていること。
〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- ◆ 1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。

1-2 調査方法の妥当性、独創性

- ◆ 1-2-1 調査の抽出・分析手法が妥当であること。
〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕
- ◆ 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。
〔調査の匿名性を確保するための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- ◆ 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく実現可能な提案であること。
〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似調査業務の経験

- ◆ 2-1-1 過去に類似の調査を実施した実績があること。
〔類似調査の実績内容により加点する。〕

2-2 組織の調査実施能力

- ◆ 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- ◆ 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験

- ◆ 3-1-1 過去に類似の調査を実施した実績があること。
〔業務従事予定者が過去に事業の運営をした実績があれば加点する。〕

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

- ◆ 3-2-1 調査内容に関する知識・知見を有していること。
- 3-2-2 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
 - 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応札者が選択するものとする）

- 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業※2においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業※2においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
 - ※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。
 - ※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

1 1. 検収

スポーツ庁は、受注者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを確認したことをもって検収とする。

1 2. 守秘義務

受託者は、本調査事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受託者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

1 3. 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかにスポーツ庁へ届け出ること。

1 4. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

スポーツ庁は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受託者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施し

たことを以下の手法で確認する。

- ・ 5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- ・ 5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかにスポーツ庁に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

1 5. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。

女性アスリートの育成・支援プロジェクト（女子成長期の運動部活動に関する実態調査）**1. 調査対象及び規模**

本調査の実施に当たり想定している調査対象及び調査数等の考え方は、以下のとおり。
十分な回答数が得られるよう調査方法及び調査数等について提案すること。

（１）調査対象校

中学校及び高等学校についてそれぞれ 3 7 5 校以上

① 公立中学校

都道府県ごとに 7 校以上

② 私立中学校

別表に定める校数以上

③ 公立高等学校（全日制）

都道府県ごとに 6 校以上

④ 私立高等学校（全日制）

別表に定める校数以上

（２）調査対象者**ア 生徒**

運動部活動に所属している女子生徒（各校 8 5 名程度）

イ 保護者

調査対象生徒の保護者（各校 8 5 名程度）

ウ 部活動顧問等

調査対象生徒が所属する運動部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者
（部ごとに 2 名、各校 1 0 名程度）

エ 学校

※調査の実施に当たっては、多様な集計が行えるように、地域、学校種、競技種目及び回答者の性別等の属性情報を取得すること。

※回答した生徒や保護者が特定できないように配慮するとともに、生徒と保護者の回答を紐付けた分析ができるように調査票及び調査方法を設計すること。

※調査対象校は、自校に全国大会出場経験のある女子部員がいる場合、その女子部員が在籍する部活動を必ず調査対象に含めること。

2. 調査内容

生徒、保護者、部活動顧問等及び学校について、それぞれに調査票を作成し、以下の事項を含めた調査・分析を実施すること。設問については、ここに記載している事項に関するもののほかに有用と考える質問事項があれば提案を行うこと。

ア 生徒質問紙

- ・運動の実施状況（部活動での運動時間、部活動以外での運動時間、経験種目等）
- ・競技水準（※県大会出場、地方大会出場、全国大会出場等）
- ・女性アスリートの三主徴（エネルギー不足、無月経、骨粗鬆症）や女性特有の疾患、不妊の原因等についての理解度
- ・月経周期、月経等の状況
- ・勉強や運動等に影響を与える症状等の状況
- ・骨折、貧血等の経験について
- ・必要な栄養やエネルギーと補食についての理解度と取組状況
- ・女性特有の疾患に関する情報収集方法（保健体育の授業・講演）等について
- ・女性特有の疾患や症状についての相談先
- ・医療機関（産婦人科等）の受診について

等

※中学校、高等学校における教員を対象とした女性特有の健康問題に関する情報周知の成果報告書（平成 29 年 3 月。特定非営利活動法人日本子宮内膜症啓発会議）の調査項目について、比較可能な質問を立てること

イ 保護者質問紙

- ・女性アスリートの三主徴（エネルギー不足、無月経、骨粗鬆症）や女性特有の疾患、不妊の原因等についての理解度
- ・必要な栄養やエネルギーと補食についての理解度と取組状況
- ・子供からの相談への対応
- ・女性特有の疾患に関する講演・研修等の受講
- ・学校からの情報提供

等

ウ 部活動顧問等質問紙

- ・担当部活動の競技水準（※県大会出場、地方大会出場、全国大会出場等）
- ・女性アスリートの三主徴（エネルギー不足、無月経、骨粗鬆症）や女性特有の疾患、不妊の原因等についての理解度
- ・必要な栄養やエネルギーと補食についての理解度と取組状況
- ・貧血対策について
- ・女性特有の疾患や必要な栄養の摂取などを考慮した女子生徒指導時の配慮や生徒の体調把握方法
- ・疲労骨折や膝前十字靱帯損傷等の受傷人数
- ・部活動顧問等への女性特有の疾患に関する相談件数

- ・女性特有の疾患等に関する相談体制
 - ・養護教諭や保護者との連携
 - ・女性特有の疾患に関する講演・研修等の受講状況
 - ・スポーツ医・科学等の関連知識の情報収集方法等について
- 等

※中学校、高等学校教員向け等の女性特有の健康課題に関する普及・啓発の成果報告書（平成 30 年 3 月。特定非営利活動法人日本子宮内膜症啓発会議）の調査項目について、比較可能な質問を立てること（ただし冊子、ポスターの認知度等に関する質問は除く）。

エ 学校質問紙

- ・学校の状況（生徒数、運動部活動所属の女子生徒数、運動部活動数等）
 - ・女性特有の疾患や必要な栄養の摂取（補食）等に関する学校の取組
 - ・保健体育の授業等での女性特有の疾患に関する指導
 - ・女性特有の疾患等に関する相談体制
 - ・養護教諭と部活動顧問、部活動指導員との連携
 - ・医療機関（産婦人科等）との連携
 - ・教職員の女性特有の疾患に関する講演・研修等の受講
 - ・養護教諭への女性特有の疾患に関する相談件数
- 等

3. 調査対象及び標本の抽出方法

受託先は、都道府県教育委員会及び都道府県の私立学校主管課等の協力を得て、以下の方法により調査対象校を抽出する。

① 公立中学校

当該都道府県の公立中学校総数を 7（調査実施校数）で除し、抽出間隔となる数値（小数点以下を切り捨てた整数）を求め、当該都道府県の公立中学校の一覧において、抽出間隔以下の 1 つの数（一覧の整理番号）を無作為に選び、1 番目の抽出番号とする。

順次、これに求めた抽出間隔となる数値を加えて実施校分の抽出番号を決定し、この抽出番号に応じた学校を抽出する。ただし、男子校は対象校から除く。

② 私立中学校

当該都道府県の私立中学校総数を当該都道府県の調査実施校数合計で除し、抽出間隔となる数値（小数点以下を切り捨てた整数）を求め、当該都道府県の私立中学校の一覧において、抽出間隔以下の 1 つの数（一覧の整理番号）を無作為に選び、1 番目の抽出番号とする。

順次、これに求めた抽出間隔となる数値を加えて実施校分の抽出番号を決定し、この抽出番号に応じた学校を抽出する。ただし、男子校は対象校から除く。

③ 公立高等学校

当該都道府県の公立高等学校総数を6（調査実施校数）で除し、抽出間隔となる数値（小数点以下を切り捨てた整数）を求め、当該都道府県の公立高等学校の一覧において、抽出間隔以下の1つの数（一覧の整理番号）を無作為に選び、1番目の抽出番号とする。

順次、これに求めた抽出間隔となる数値を加えて実施校分の抽出番号を決定し、この抽出番号に応じた学校を抽出する。ただし、男子校は対象校から除く。

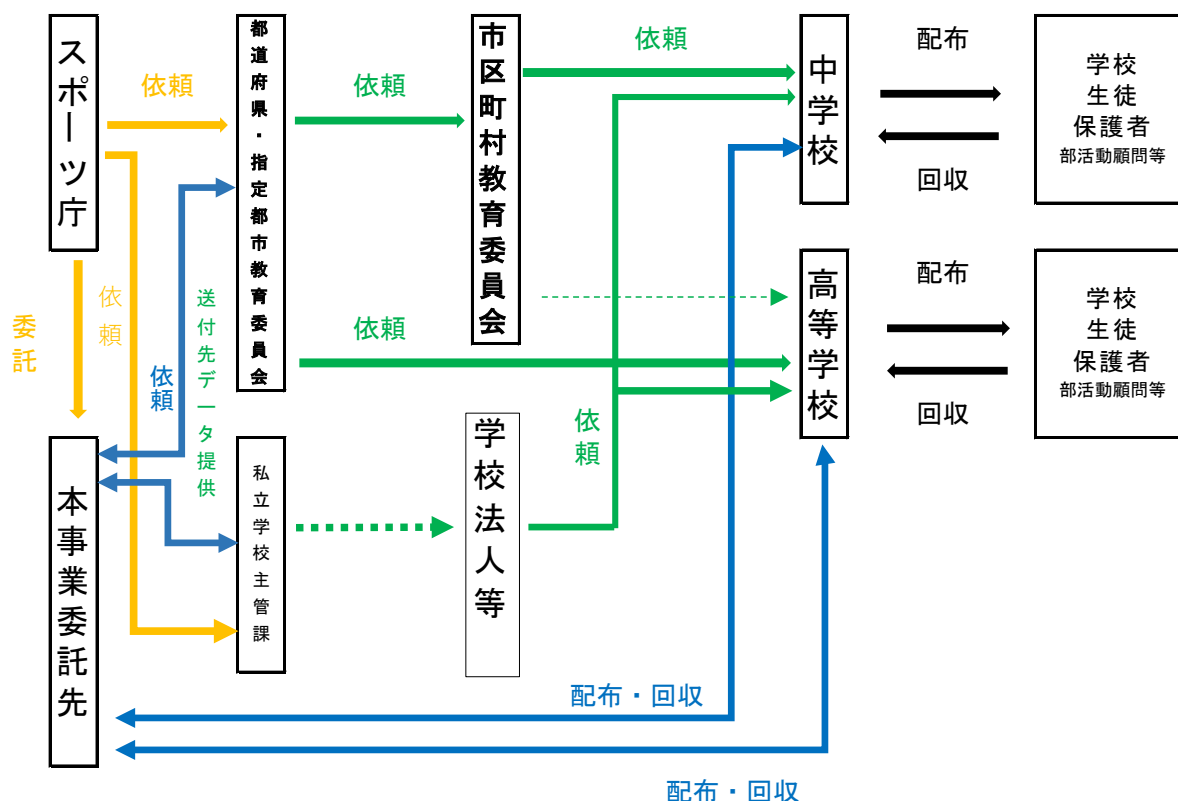
④ 私立高等学校

当該都道府県の私立高等学校総数を当該都道府県の調査実施校数合計で除し、抽出間隔となる数値（小数点以下を切り捨てた整数）を求め、当該都道府県の私立高等学校の一覧において、抽出間隔以下の1つの数（一覧の整理番号）を無作為に選び、1番目の抽出番号とする。

順次、これに求めた抽出間隔となる数値を加えて実施校分の抽出番号を決定し、この抽出番号に応じた学校を抽出する。ただし、男子校は対象校から除く。

4. 調査方法

- (1) 委託先は、都道府県・指定都市教育委員会を通じて、市区町村教育委員会の協力を得て、調査対象校を選定し、調査対象校に対して調査の実施を依頼する。都道府県・指定都市立学校を調査対象とする場合は、都道府県・指定都市教育委員会の協力を得て、調査対象校を選定し、調査対象校に対して調査の実施を依頼する。私立学校を調査対象とする場合は、都道府県私立学校主管課を通じて、学校法人等の協力を得て調査対象校を選定し、調査対象校に対して、調査の実施を依頼する。
- (2) 委託先は、都道府県・指定都市教育委員会及び都道府県私立学校主管課から調査対象校の送付先データを受け取り、調査対象校に直接、調査票を配布する。
- (3) 委託先は、調査対象校から調査票を都道府県・指定都市教育委員会及び都道府県私立学校主管課を経由することなく直接回収する。
- (4) 委託先は、事業成果を高めるために、適宜、学校に直接ヒアリング調査等を実施する。



5. 調査内容の取扱い

本調査事業の実施で知り得た情報は適切に取り扱い、非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。なお、回収された回答用紙は調査機関において溶解すること。

6. 成果物

- ・調査結果報告書（本体・概要版）・・・電子媒体
- ・確定データ（各調査対象・学校）、集計表及び分析データ（各調査対象において以下区分ごと）

区分	
●	中高公私立別
●	都道府県・中高別
●	競技種目・大会出場レベル・中高別

・・・電子媒体

※「学校コード」欄を設け、以下の URL に示されている最新の学校コード一覧から、学校ごとに該当するコードを付番すること。

文部科学省 学校コード（https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/mext_01087.html）

※ 調査報告書は、A4判縦とし、表やグラフを用いることで見やすく解りやすい表記を心がけること。

※ 調査報告書の作成に当たっては、草稿が完成したタイミングでスポーツ庁と意見交換を行い、記載内容等を調整のうえ内容を確定すること。

※ 成果物は、完成原稿（PDF 等）及びの編集可能なファイル形式（Excel、Word 等）によって納品すること。

(別 表)

私 立 学 校 調 査 校 数

都道府県	私立中学校	私立高等学校 (全日制)
北 海 道	1	4
青 森 県	1	1
岩 手 県	1	1
宮 城 県	1	1
秋 田 県	-	1
山 形 県	-	1
福 島 県	1	1
茨 城 県	1	2
栃 木 県	1	1
群 馬 県	1	1
埼 玉 県	1	3
千 葉 県	1	4
東 京 都	2	9
神奈川県	1	6
新 潟 県	1	1
富 山 県	1	1
石 川 県	1	1
福 井 県	1	1
山 梨 県	1	1
長 野 県	1	1
岐 阜 県	1	1
静 岡 県	1	3
愛 知 県	1	4
三 重 県	1	1
滋 賀 県	1	1
京 都 府	1	3
大 阪 府	1	7
兵 庫 県	1	4
奈 良 県	1	1
和歌山県	1	1
鳥 取 県	1	1
島 根 県	1	1
岡 山 県	1	2
広 島 県	1	2
山 口 県	1	1
徳 島 県	1	1
香 川 県	1	1
愛 媛 県	1	1
高 知 県	1	1
福 岡 県	1	4
佐 賀 県	1	1
長 崎 県	1	2
熊 本 県	1	2
大 分 県	1	1
宮 崎 県	1	1
鹿 児 島 県	1	2
沖 縄 県	1	1
計	4 6	9 3

※各都道府県調査校数は都道府県別の設置割合を参考に算出。

※当該都道府県に調査対象校となる女子の運動部活動を実施している学校がない場合は、対象から除く。

女性アスリートの育成・支援プロジェクト（女子成長期の運動部活動に関する実態調査）の回答形式及び項目数等

	対象	回答形式	項目数	備考
ア	生徒	選択又は記述式	40	各校85名程度を想定 保護者との対応がわかるように調査票を設計
イ	保護者	選択又は記述式	15	調査対象生徒の保護者 生徒との対応がわかるように調査票を設計
ウ	部活動顧問等	選択又は記述式	45	部ごとに2名、各校10名程度を想定
エ	学校	選択又は記述式	20	

※回答形式や項目数については、予定を示すものである。

「女性アスリートの育成・支援プロジェクト（女子成長期の運動部活動に関する実態調査）」における全体の流れ

